

新・賃貸事業者総合保険

みんなのテナント保険

SBI 日本少短

みんなのテナント保険って…どんな保険？

販売店、飲食店、事務所などのテナント経営者様専用の保険です。

火災・盗難・漏水などの事故により、大切な設備・備品に生じた損害を補償し、
オーナーや店舗のお客様への賠償責任にもしっかりと対応できます。

つまり、事業運営にまつわるさまざまなリスクからテナント経営者様をお守りするための…

『みんなのテナント保険』です。

※「みんなのテナント保険」は、当社の「新・賃貸事業者総合保険」の愛称です。



下記フリーダイヤルで承ります。

ご契約内容に関するお問い合わせ

カスタマー
センター



0120-080-828

受付時間 平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

ご契約の異動(住所変更・名義変更)・解約の受付

異動解約
センター



0120-071-161

受付時間 平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

取扱代理店

SBI 日本少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第3号

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1グランフロント大阪 タワーB 13F
https://www.n-ssi.co.jp E-mail:info@n-ssi.co.jp

テナントの
皆様へ

まさか! のときこそ頼もしい

みんなのテナント保険 充実の補償がラインアップ

主 契 約

まさかの災害にあったとき、設備・備品の損害を補償する

大切な設備・備品が火災や破裂・爆発、水濡れ、盗難などで損害を受けたときに保険金をお支払いします。

火 災



落 雷



破裂・爆発



風災、ひょう災、雪災



落下、飛来、衝突



水 濡 れ



騒 じ ょ う



盗 難



床上浸水



補償の対象となる設備・備品

(主なもの)

- 事務机・椅子など
- パソコン・ディスプレイ
プリンターなど
- キャビネット・什器など
- 陳列棚
- レジスター

※借用施設内床面から45cmを超える浸水をいいます

特 約

さまざまなリスクからあなたを守る

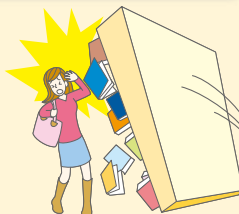
借家人賠償責任

火災、破裂・爆発などで、借用施設に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。



施設・漏水賠償責任

借用施設の使用または管理に起因する事故および施設の用法にともなう業務に起因して偶然に発生した事故により、法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。



費 用

災害時の思わぬ出費をカバーする

災害見舞保険金

保険の目的が損害を受けたために支出を余儀なくされた費用、損害が生じる前の状態に復旧するために生じた費用に対して保険金をお支払いします。

仮事務所手配費用保険金

損害保険金、盗難保険金、水害保険金が支払われ、かつ、借用施設が半損以上となった場合に臨時に賃貸物件を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

修理費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、落下、飛来、衝突、倒壊、騒じょう、水濡れまたは盗難により借用施設に損害が生じた場合や凍結により専用水道管に損害が生じた場合で、被保険者が賃貸借契約に基づき、自己の費用で修理した場合に支出した費用に対して保険金をお支払いします。

失火見舞費用保険金

火災、破裂または爆発を借用施設から発生させ、損害が生じた施設または建物に入居する第三者の所有する動産に損害を与えた場合の見舞金などの費用に対して保険金をお支払いします。

残存物取片付費用保険金

損害を受けた保険の目的の残存物の取り片づけに必要な費用に対して保険金をお支払いします。

損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発による事故で使用した消火器の薬剤など損害の発生および拡大の防止に有益な費用に対して保険金をお支払いします。

— みんなのテナント保険はここが違う —

特長①

災害時の仮事務所
手配費用を補償します。

特長②

テナント施設の使用・管理ミス
による漏水事故を補償します。
(追加保険料は要りません)

特長③

業務上のミスによるお客様への
賠償事故も補償します。

みんなのテナント保険は、こんなとき活躍します。

保険金支払いの事例

上階の店舗で発生した火災の
消火活動のため、
借用施設の内装・備品が水浸しになった。



設備・備品損害保険金

¥2,500,000

災害見舞保険金

¥750,000

残存物取片付費用保険金

¥250,000

※火災の消火活動による水濡れや破損についても
補償の対象となります。

閉店後、製氷機の給水ホースが外れて
水が噴出し、自室が水浸しとなり、
階下の店舗にも大きな被害が出た。



借家人賠償責任保険金

¥1,000,000
(自室の損害)

施設・漏水賠償責任保険金

¥3,000,000

※貸主への賠償として建物の修理費を、階下の店舗へ
の賠償として商品などの損害を補償します。

事務所入り口のドアガラスを割って空き巣が入り、
キャビネットから業務用現金20万円と
ノート型パソコンを盗まれた。



盗難保険金

¥200,000
(現金)

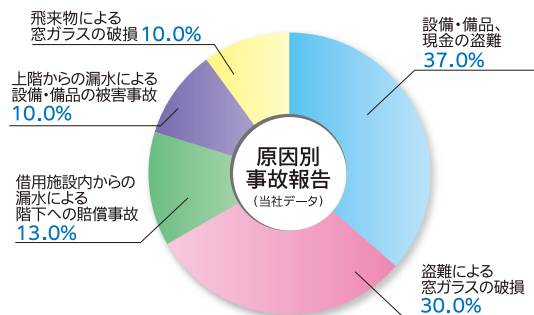
¥100,000
(ノート型パソコン)

¥8,000
(ガラス修理代)

※通貨は保険の目的に含まれませんが、盗難事故に
ついてのみ補償対象となります。ただし、1事故あたり
¥300,000を限度としています。
※警察へ盗難被害の届出をし受理されたことが条件です。

● 賃貸テナントでの事故発生ランキング ●

第1位	設備・備品、現金の盗難
第2位	盗難による窓ガラスの破損
第3位	借用施設内からの漏水による階下への賠償事故
第4位	上階からの漏水による設備・備品の被害事故
第5位	飛来物による窓ガラスの破損



自分で守るしかない“類焼損害”

お隣の飲食店から火事となり、借りている事務所の備品が燃えて、おまけに消火活動の放水で水浸し、「一体、どうしてくれる!!」と思っても「失火の責任に関する法律」によりお隣さんに損害賠償請求はできません。結局、自分の財産は自分で守るしかないのです。

水漏れ事故で“大きな被害”

排水口の詰まりによる逆流、製氷機の給水ホースの接続不十分など水漏れ事故は意外に多く発生しています。階下の店舗や貸主に多大な迷惑をかけるばかりか、その損害は当然弁償しなければなりません。入居者が店舗の場合、休業損害など賠償請求額はさらに大きくなります。

接客中でも“高額賠償”

誤ってお客様にコーヒーをかけてしまった。お客様の洋服のクリーニング代は、もちろん、顔など火傷された場合はその治療費や慰謝料、休業損害など、大きな賠償責任が発生します。

万一、事故が発生したときは…

まずはご連絡ください。いつでも、どこからでも専任スタッフが対応します。

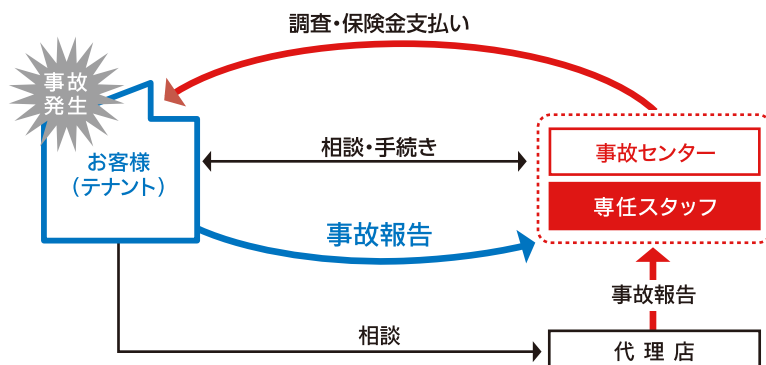
保険金のご請求は…

専任スタッフが、迅速できめ細かい対応・相談を行い、速やかな事故解決と保険金支払いに努めます。

事故受付センター

0120-308-838

24時間365日対応



「安心をありがとう」 あなたの笑顔が、私たちの誇りです。

入居者の方、オーナー、そして不動産業者の方、
すべての方にとっての「ありがたい」を考えた保険をお届けしたい。
もしものときの安心感、まかせられる信頼感を。
けれども、いちばんの願いは「何も起こらないこと」それだけです。

保険金のお支払いについて

補 償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
主 契 約	設 備 ・ 備 品	次のような事故によって設備・備品に損害が発生した場合、保険金をお支払いします。 ●火災(消火活動による水濡れを含みます。)、破裂・爆発 ●落雷 ●風災(台風・せん風・暴風)、ひょう災、雪災 ●借用施設の外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ●給排水設備に生じた事故または借用施設以外の戸室で生じた事故による水濡れ ●騒ぎようおよびこれらに類似の集団行動にともなう暴力行為 ●設備・備品の盗取、損壊または汚損(1個または1組ごとに30万円を限度として、かつ、1回の事故につき100万円または保険金額のいずれか低い額を限度) ●業務用通貨の盗難(1回の事故につき30万円を限度) ●業務用預貯金証書の盗難(預貯金口座から現金が引き出された場合、1回の事故につき300万円または保険金額のいずれか低い額を限度。ただし、電子金融取引は除きます。) ●水災(台風、暴風雨、高潮などによって床上浸水があった場合) ※借用施設内床面から45cmを超える浸水をいいます	●保険契約者・被保険者の故意、重大な過失、法令違反 ●貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書面、骨とう、彫 その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物の損 ●通貨・預貯金証書・有価証券・印紙・切手その他これらに類する物の損 ●設備・備品が借用施設外にある間に生じた損害 ●雨漏りによる損害 ●設備・備品の自然の消耗や電気器具などの故障 ●地震・噴火・津波を原因とする設備・備品の損害
	修理費用	次の事故により借用施設に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。 ●火災、破裂・爆発などおよび盗難により借用施設に生じた損害 (1回の事故につき、100万円を限度) ●凍結により専用水道管に損害が生じた場合の専用水道管自体の修理費用 (1回の事故につき、10万円を限度)	●壁、柱、床、はり、屋根、階段などの建物の主要構造部にかかわる損害 ●玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔などで借用 入居者の共同の利用に供せられるもの
特 約	借家人賠償責任 特約	次のような事故によって借用施設に損害を与え、貸主に対して法律上の 損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。 ●火災 ●破裂・爆発 ●借用施設内で生じた漏水・放水または溢水による水濡れ	●保険契約者・被保険者の故意による損害 ●借用施設が、左記以外の事故によって滅失、き損、汚損した場合 ●建物の瑕疵(かし)によって生じた損害
	施設・漏水賠償責任 特約	借用施設の使用または管理に起因する事故および施設の用法にともなう 業務に起因して発生した事故により、法律上の損害賠償責任を負った 場合、保険金をお支払いします。 ●トイレの詰まりにより水が溢れ、階下の店舗の内装に損害を与えた ●接客中に従業員がコーヒーをお客様にこぼした	●保険契約者・被保険者の故意による損害 ●もっぱら被保険者の住居に用いられている動産または不動産の所有 または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者の日常生活に起因する損害賠償責任 ●借用施設の改築、増築、取り壊し、修理などの工事に起因して負担する損害賠 ●借用施設の瑕疵(かし)に起因する損害賠償責任 ●被保険者または第三者が廃棄したものに起因する損害賠償責任 ●あんま、マッサージ、指圧、はり、灸または柔道整復などの施術に起因する損害賠 ●身体の湿疹、かぶれまたは肌荒れに起因する損害賠償責任

※詳しくは普通保険約款ならびに特約条項をご参照ください。

補償内容などについて

補償の対象とならない設備・備品

- 家財(生活用動産をいいます。)
- 商品・製品(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。)
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)および航空機その他これらに類する物ならびに自動車の場合スペアタイヤ、ホイール、カーステレオ、カーナビゲーションシステムなど、船舶の場合帆、櫂、エンジンなど、航空機の場合プロペラなどこれらの付属品
- 通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物
- 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ、かつら、医療用機器その他これらに類する物
- 動物および植物などの生物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 電動車椅子その他これらに類する物

当社の「新・賃貸事業者総合保険」についてのご注意

- この商品は当社独自のものであり、他の損害保険会社または少額短期保険会社とは異なります。ご契約に際しては、補償内容・条件などを十分にご確認ください。
- この商品は、地震による損害を一切補償しておりません。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受上の制約(保険金額の制限、被保険者を受けるため、ご契約のお申し込みをいただいてもお引き受けできない場合があります)

ご契約の際に、ご確認いただきたいこと

- ご契約時にお渡しする「重要事項説明書」は必ずお読みください。「保険金額の決め方件)」や「保険料について」、「保険金をお支払いできない主な場合」などにはお客様に利益となる情報も含まれておりますので、特にご注意ください。
- 保険金額が過大とならないよう、事業の内容や借用施設の面積などに見合った適正なスをお選びください。